

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	県営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、県営住宅の管理に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県知事

公表日

平成30年8月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県営住宅管理に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 県民の住生活の向上を支援するために、県が国の補助を受けて建設した住宅を、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する。</p> <p>【主な内容】 特定個人情報ファイルは主に以下の事務で利用する。 一 収入申告の受理, 審査又は応答に関する事務 二 家賃等の減免申請の受理, 審査又は応答に関する事務 三 敷金の徴収に関する事務 四 家賃等の徴収猶予申請の受理, 審査又は応答に関する事務 五 入居申込みの受理, 審査又は応答に関する事務 六 同居若しくは入居承継の承認申請の受理, 審査又は応答に関する事務 七 高額所得者又は不正入居者に対する住宅明渡し請求に関する事務 八 高額所得者に対する家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務 九 高額所得者に対する住宅明渡し期限の延長に関する事務 十 収入超過者に対する住宅のあっせんに関する事務 十一 収入状況の報告の請求に関する事務 十二 静岡県県営住宅条例に定める事項に関する事務</p>
③システムの名称	団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
県営住宅宛名連携情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 19の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第1項第7号 別表第二 特定個人情報の照会 31の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 特定個人情報の照会 第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課
②所属長の役職名	公営住宅課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課 〒420-8601 静岡県葵区追手町9番6号 TEL 054-221-3086 FAX 054-221-3083
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課 〒420-8601 静岡県葵区追手町9番6号 TEL 054-221-3086 FAX 054-221-3083

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

